

基本指針の構成の整理と編集方針

1. 構成の整理

- ・ I 及びⅢに、項目・内容の重複が見られることから、重複箇所の構成を整える。
- ・ I は、全国的な鳥獣保護管理事業の課題、体制、考え方、その他トピックとなるべき事項を記述する部分。本審議会で議論した前回策定後 5 年間の社会的変化と、審議会での議論、今後生じうる課題を整理することとした主な議事ポイントを反映させる。
- ・ Ⅲは、都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に記載すべき個別制度の運用等に関する指針を記述する部分。Ⅲの各項目は、法定事項であるため、項目の改廃は行わないが、個別の論点については、I と重複があるため、整理する。
- ・ II 及びⅣは平成 26 年法改正時に新設された大項目。構成について、大きな変更はしないが、一部、I 及びⅢと重複している事項等については、形式的な修正を行う。
- ・ 構成は、第 5 回小委員会で提示した構成案をベースに組み替える。(資料 1-2 参照)

2. 編集方針

- ・ 現行の基本指針は、平成 26 年法改正に伴う変更により、文章量が増加したため、重複している部分を整理するなどし、文章量を削減する。
- ・ I は国を含めた全国的な指針を、II は国が策定する希少鳥獣に関する計画に係る指針を、Ⅲ及びⅣは都道府県の自治事務に対する基本的な指針を示すものであることを踏まえ、文末表現や枕詞について必要性・妥当性を精査。
(対象例：「ものとする」「こととする」「原則として」など)
- ・ 法に基づく基本指針であるため、法令上自明である内容の説明は削除。法令上の用語についても、「法〇条に基づく・・・」といった引用はしない。

3. 主な論点についての内容の見直し

以下の論点に係る主な記述案を、資料 2 中に下線で示した。

- ・ 鳥獣保護区の指定及び管理
- ・ 狩猟及び狩猟鳥獣
- ・ 鳥獣の捕獲の規制等
- ・ 鉛中毒対策
- ・ 情報基盤整備
- ・ 人材の育成・確保
- ・ 傷病鳥獣救護・愛玩飼養目的での捕獲

4. スケジュール

平成 27 年 11 月 11 日	中央環境審議会自然環境部会（諮問）
12 月 9 日	第 4 回小委員会
平成 28 年 2 月 26 日	第 5 回小委員会（関係団体ヒアリング含む）
5 月 20 日	第 6 回小委員会 （パブリックコメント実施）
7～8 月	第 7 回小委員会
7～8 月	中央環境審議会自然環境部会（答申）
9～10 月	基本指針 告示